

令和2年4月7日

保護者の皆様へ

四国中央市教育委員会

新年度のスタート・学校再開にあたり

新型コロナウイルス感染防止のための、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業は、我が国の学校教育の重大な状況でした。臨時休業に際し多大なご理解とご協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます

四国中央市におきましては、4月8日より学校を再開いたしますが、新学期以降も感染症対策に万全を期し円滑な学校運営を進めてまいりますので、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 学校再開に向けた準備

- ① 文部科学省の「学校再開ガイドライン」、文部科学省及び愛媛県教育委員会からの通知等について全教職員で共通理解を図り、新年度をスタートします。
- ② 登校に向けた校舎内外の環境整備を図っています。(全校舎清掃、来校者への依頼等)
- ③ 学校備蓄用マスク、石鹸、消毒液、体温計等、感染予防用品の充実を進めています。
- ④ 学校再開について、地域への連絡や協力依頼をしています。(登下校の見守り)
- ⑤ 学校給食は、4月13日より開始します。

2 児童生徒への指導

- ① 「新年度のスタート」「学校再開」を児童生徒とともに喜び、今後の学校生活への適応を図ります。
- ② 飛沫を飛ばさないようマスクの装着や、登校時や給食前等の正しい手洗いが着実にできるよう指導します。
- ③ 児童生徒の意識を高めながら、教室等のこまめな換気を実施します。
- ④ 給食においては、給食当番児童生徒に対する衛生検査を確実に行うとともに、会食時の机の配置や会話などに注意を払います。
- ⑤ 今回の臨時一斉休業の趣旨や感染予防について、発達段階に応じて具体的に指導します。併せて、感染者、濃厚接触者等とその家族等に対する偏見や差別が生まれないよう指導を行います。
- ⑥ 前学年の未履修の学習内容の扱いや復習・確認のための時間確保等についての見通しを、学年だより等で児童や保護者に説明します。
- ⑦ 児童生徒の不安等を発見することに努め、温かく見守るための手立てを講じます。
- ⑧ 学校再開に加え、学校休業中に通えなかったスポーツクラブ、音楽教室、学習塾等への久しぶりの復帰や、不規則な生活習慣の影響で、児童生徒が過労になる懸念があるので、日常的な健康観察に努めます。
- ⑨ 免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送るよう指導します。家庭生活においても協力をお願いします。

【裏面に続く】

3 年度初めの教育活動等の見直し

- ① 着任式、始業式、入学式、対面式、1年生を迎える会等の学校行事について、規模や内容、参加者等について検討します。「換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話・発声で密接」この3密の条件が同時に重なる場を避けます。
- ② PTA総会、参観日、家庭訪問については変更がありますので、各校より連絡します。
- ③ 5～6月に実施予定の修学旅行、自然の家合宿は、延期します。

4 部活動について

- ① 指導者は責任をもって監督し、3密の感染リスク管理・感染予防対策を徹底します。
- ② 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られたり、普段の自分の体調と様子が違うなど、何らかの体調不良があった場合は参加はできません。また活動中等、体調不良となった場合は、保護者に連絡をします。
- ③ 練習試合、大会等の対外試合についても当面の間は自粛することとします。

5 保護者との連携

- ① 毎朝の登校前の検温、健康観察や登校判断について理解と協力をお願いします。
- ② 新型コロナウイルスの流行防止に向けて、これまでの手洗い、咳エチケット、うがい等の行動を継続するようお願いします。
- ③ 引き続き、感染リスクのある活動（外出・習い事等）については、十分吟味するようお願いをします。
- ④ 保護者の方で、新型コロナウイルス感染症対策により経済状況でご不安な面がございましたら、就学援助制度等がありますので学校へご相談ください。

6 新型コロナウイルス感染症発症に係る対応について

(1) 感染が疑われる場合の相談

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている者（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む）
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

相談先

新型コロナウイルス一般相談窓口	土日 24 時間対応	089-909-3468
帰国者・接触者相談センター	土日 24 時間対応	089-909-3483

(2) 児童生徒の発熱時の対応

登校日において、発熱や咳など体に異常を感じた場合は登校させず、自宅待機をお願いします。この場合、欠席扱いにはなりません。なお、必ず保護者から学校に対し詳しい症状（発症日、体温等）の連絡をお願いします。

(3) 今後の小中学校の臨時休業の判断について

感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業の判断をするのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情を見ながら、県保健所と十分に相談の上、臨時休業すべきか否か、規模及び期間について判断します。市内において、新規感染者数や感染経路が明確でない感染者が急激に増加している場合は、全小中学校において臨時休業の措置をとる場合があります。

(4) 注意事項

児童生徒本人だけでなく、ご家族の中で新型コロナウイルス感染症との診断を受けた、もしくはその疑いがあると分かった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。